

第二節 内閣第一類本裏書の性格

内閣本の各巻末に連続してある裏書には、その裏書を本文のどこに挿入すべきかを指示した言葉が、各話の最初に記されているのが通例である。次に巻末裏書のある「一類本」、巻一～巻五について、その指示と本文との対応関係を考察する。巻九は「一類本」であるが、巻末裏書がないので割愛する。横線の下に、それぞれが示していると思われる場所を説話番号で示す。また、同話の刊本における有無を○×で示す。

【巻一】

64 「莊周 ^カ 夢下 ^ニ 可有 [」]	47 ↓ ○
65 「諸行往生ヲユルサヌ由 ^ヲ 宣 ^ル 下 ^ニ アルヘシ [」]	55 ↓ ○
66 「地藏 ^ヲ ソシリタル下 ^ニ 可有 [」]	59 ↓ ×
67 「法身妙体和光水 ^ハ 波 ^ノ 如 ^ク ナル事下 [」]	13 ↓ ×
68 「智門 ^ハ 高 ^ク 悲門 ^ハ 下 ^シ 和光利益下 [」]	14 ↓ ×
69 68に続く。前項の「和光利益下」はこの話のことか。	30 ↓ ×
70 「莊周夢事 趣高瀧事 [」]	43 ↓ 45 ↓ ×
71 「念仏法門義下終 [」]	55 ↓ ×

まず、64～66までは、それぞれ対応する本文が47・55・59と順番通りに並んでいるが、67以降、対応する本文が、13以降の若い番号に遡ることがわかる。「裏書」は、卷子本の紙背に注し加えられた記述であつたはずだが、通常はもちろん、表の本文の該当部分に対応する形でその背面に書かれるものである。従つて、書写者が巻末に至つてその巻の裏書を（つまり背面を順を追つて）書写していけば、裏書は本文の配列通りに並ぶはずのものだが、内閣本巻末裏書は、以下各巻において示すように、必ずしもそのように並んでいない。その理由は明らかではないが、裏書群が一回的に成立したのではないことを示すのかもしれない。内容的に見ても、64と65は刊本では指示された位置に本文として組み込まれており、66は刊本にはないが、内閣本巻二の裏書である110と内容が一部重複する。しかし67以降は他本のどこにも見られない独自のものである。少なくとも、巻一の裏書の性格は、

66と67の間で断絶があると考えるのが妥当である。

それでは、裏書67以降は、内閣本とは全く別の本から注記のみを引き写してきたのだろうか。恐らくそうではないであろう。例えば、68の8行目に、「大日経疏云、『能令三業同於本尊、從此一門得入法界、即是普人平等法界門也』云々」とあるが、この文言は、16の最後にある「此故、『能令三業同於本尊、從此一門得入法界』ト云へリ」をより典拠に忠実に記したものである。しかしこの16にある一文は、このあたりほぼ同内容の刊本や梵舜本には確認できないため、内閣本独自の本文である。同様の例は、71の「或一流二ハ、余行ハ非本願ナレトモ、往生ハスト云ヘル」という文言が、55の6行目「一流ノ第六、『余行ハ非本願也。乍去往生ス』ト云へリ」と一致していながら、この一文は刊本や梵舜本には見えないことでも確認できる。つまり、68や71の裏書は、内閣本の本文を見て初めて対応箇所が判明するわけであり、内閣本の本文に則して付された裏書と捉えることができる。以下、各巻を追ってみても、裏書が指示している本文の対応箇所は、内閣本本文内部に見出され、特段の不審がない。伝本ごとに内容の差の大きい『沙石集』において、このような一致が見られることは、偶然とは思にくく、これらの裏書が他本から引き写されたものでないことの証左となる。

【卷二上】

106	「裏書地蔵」	93	↓ ×
107	「鎌倉歌ヨミ給ヘル次可入」	103	↓ ×
108	「禅鞞頂置事裏初段」	76	↓ ○
109	(前項に続くか)	78	↓ ×
110	「地蔵所 両書ニテモ侍覽」	91	↓ ×
111	(前項に続くか)	91	↓ ×
112	「地蔵御事下」	93	↓ ×
113	(前項に続くか)	94	↓ ○
114	(前項に続くか)	95	↓ ○
115	(前項に続くか)	96	↓ ○

116 「カタハシキ地蔵ノ事 引馬次ニ書入ヘシ」
 117 「仏ヲ信スレハ其徳信ノ心ニヨル事」
 118

107 ↓×

『雑談集』巻五「上人事」 ↓×

不明

巻二前半の最後には、右のように十三条の裏書が並んでいる。すべてに場所の指示があるわけではないが、内容とあわせて収録位置はほぼ判明した。巻一と同じく、106～107と108以降とは、対応する本文箇所配列上、断層があることが見て取れる。108の指示にある「初段」は、意味不明であるが、76に禅鞠が登場し、刊本ではその後に本話を本文に組み込んでいることから、76に続いて挿入すべき話であろう。本話については後述する。

109は、初めに「有念邪・無念正事、先ニ有共、猶々委細ニ存スヘシ」という言葉があるように、ほぼ同内容のものが78として存在する。だが78自体も「裏書云」と始まっており、109は裏書の裏書ということになってしまう。やはり裏書の成立にいくつかの段階があったことを示すのであろう。78も109も刊本には一切見あたらない。109の内容は、78を典拠等を示して強化したものとなっている。

110の指示にある「両書」は何を指すのか不明である。内容は観音・地蔵が一体であることを説くものであり、一部記述が巻一の裏書である66と似通っている。この観音地蔵同体説は米沢本に見られないが、『雑談集』では無住の強調するところであるので、『沙石集』脱稿後に補強された思想と捉えたい。続く111は、場所の指定がないが、神宮文庫本では本話の途中までを91の「弥陀与地蔵一体ノ習ヲ知レリ」の直後に挿入していることから、110の指示がそのまま継続し、91に挿入すべきものと判断した。

112～115は「地蔵御事下」の指示に含んで良いものと考えられる。このうち113～115は、既に94～96として、本文の中に「裏書云」として存在している。刊本も94～96と同内容のものを同位置に本文として収録している。ただ同内容の115と96を見ると、裏書の115は、内容的に96の途中までしかなく、「如上云々」と締めくくっている。本文内の定位置に（つまり96）に入れられた時点で、「如上云々」と省略されていた部分が明文化されたのである。

116以降の末尾三項は、本文との対応が希薄である。まず116の指示にある「引馬」である

が、これは「遠江引馬ノ宿二」と始まる裏書の107を指すとしたか考えられない。そうなる
 ここにも裏書の裏書が存在することになる。117は『雑談集』に類話があるが、「仏ヲ信ス
 レハ其徳信ノ心ニヨル事」と題された本話は、どこに挿入すべきか不明である。118も同様
 で、収録位置は特定できないが、地蔵が和歌を詠み窮状を訴える、といった話柄は本文の
 107、裏書の116に通じており、116からの連想によって続けて記されたものとも思われる。特
 定の段への注記ではなく、心覚えのようにして巻末に書き込まれたものであろうか。ただ
 し117は『雑談集』に見えるので、無住自ら加えた裏書と見ておきたい。

【卷三下】

144 「裏書云 毒鼓等下」

145 「裏書 不動処」

146 「弥勒下」

147 「高野大師下」

148 「真言教下ニ通スヘキ事ノ下」

149 「涅槃無心用事下」

137	?	↓	×
128	(133)	↓	○
127		↓	×
123		↓	×
119		↓	×
143		↓	○

144は、巻末裏書というよりは、前話に付された裏書と思われ、刊本では本文に入ってい
 る。145～147に特に問題はない。148はほぼ同内容のものが、既に133として存在し、133も「裏
 書云、善男善女モキラハサル真言事」として、もとは裏書であったことがわかる。刊本で
 は内閣本の128の途中に本文として存在し、内容は133と同様である。内閣本が別の位置に同
 内容の記事を遺しているのは、128と133のどちらの場所に入れるか迷った跡を示すのかもし
 れない。148は、133に例示を付加した内容となっている。

149の「涅槃無心用事下」は、内容的にどこに入れるべきか明らかではないが、強いて言
 えば、137の6行目「無心ノ上、妙用皆如是」以下と関わりがあるか。

【卷三上】

164	「癡狂人段 清淨活命乞食段」	151	↓	×
165	「父母妻子等ヲ捨テ善知識親段」	153	↓	×
166	「他家ト云所 善導尺般舟」	153	↓	×
167	「天台法門不可思議之段」	156	↓	×
168	「明鏡無心而現ト之段」	156	↓	×
169	「荷澤大師ノ無住ト知見トノ段」	156	↓	×
170	「悪取空ノ段」	156	(180)	↓ ○
171	「美言有感段 秦時ノ事トモノ段 ハタ板等ノ段」	160	↓	×
172	(前項に続くか)	160	↓	×
173	「吉水ノ猿坊官カ段」	163	↓	×
174	(前項に続くか)	163	↓	×
175	「心ヲ以鏡トスト云所」	163	↓	×

卷三上の巻末裏書は、170を除いてすべて刊本には確認できない内容のものである。順番は本文に沿った流れとなっており、特に問題はないが、着目すべき点のみ次に記す。

165の3行目以下の阿闍世王の話は、本文153の19行目以下に、「阿闍世王、逆罪ニヨリテ、無間獄ニ落ツヘカリシヲ、耆婆大臣ノスノメニヨリテ、転重軽夢シテ道果ヲユシ事、知識ノ仏法ニ入ル、全ク因縁ト説給ヘリ」に付加すべき内容である。しかしこの本文は、刊本にはないので、内閣本の本文を見なければ、挿入位置の確定は難しいであろう。同じ事は169にも該当する。169の「荷澤ハ六祖ノ上足、第七ノ祖ト見ヘタリ」以下は、156の69行目以下、「荷澤六祖上足、第七ノ祖トモ云ヘリ。無住ハ浄名経ノ言、知見ハ法花ノ文、禅教ノ所詮ニ異ナル事ナシ。教門学セサル初心ノ禅師ノ中ニ、禅教始終別ノ事思為メ、委正文ヲ書付侍也」と内容的に符合するが、この本文は内閣本独自で、刊本等は異文である。

続く166は、善導の般舟讚にある「他家」という言葉を注釈したものである。なお梵舜本では、この「頻ニ捨テ他家ニ帰ニ本国」という箇所が、「頓此娑婆ノ家ヲ捨テ、彼弥陀ノ国ヘ帰レ」とされており、裏書166にある「他家ト云ハ娑婆也。本国ト云ハ仏国也」という記述を受けた言葉に改変されているようである。

170の永嘉大師の言葉は、内閣本では156に「悪趣空」という言葉が見られるが、刊本では

180の最終部分に本文としてある。

【卷三下】

189	「裏書云 嚴融房所」	176	↓	×
190	「第三下」	179	↓	×
191	「第三下」	180	↓	○
192	「第四下」	183	↓	○
193		187	↓	×

189は、刊本にはない話だが、梵舜本ではやはり「裏書」として、176と177の間に入っている。ただ189の後半の「遺教経云」以下を、梵舜本は「裏書下」の指示をつけて、177の後に載せている。しかしこの「裏書下」という指示は、189前半の「裏書」の次に挿入すべき指示であると思うので、もとは内閣本裏書189のように、両者は一括りの裏書として存在していたと思われ、梵舜本ではこれを適当と思われる位置に分割したと考えられる。

190～192は「第二下」、「第三下」、「第四下」という指示がある。これを各条に当てはめていくと、第一：嚴融房与妹女房間答事（176～177）、第二：禪師之間答是非事（178～179）、第三：律学者之学与行相違セル事（180）、第四：小兒之忠言事（181～184）となる。他本との関係から挿入位置を探ると、190は、梵舜本では「裏書云」として、179の後に入っており、191は、刊本では180の後に本文としてある。192も刊本では本文として、183と184の間にある。内閣本の指示は各々適当と思われる。

193については、阿岸本にのみ「裏書云」としてあり、187と188の間に挿入されている。内容的にも187は遁世の本質について語ったものであるので、適当と思われる。場所を指示するとしたら、「第六下」とするべきなので、前項の指示は継続していない。

なお、米沢本は「梅尾上人物語事」（186以下）を欠く。内閣本裏書直前のこの部分も、米沢本のような形態の本から増補されていた部分と見てよいだろう。他巻でも、内閣本裏書直前の本文が米沢本に全く欠けている部分が散見される。

【卷四上】

卷四上に指示を付した巻末裏書はないが、204 自体が長大な裏書となっている。直前の 203 は、裏書ではなく、一応米沢本にも対応箇所が認められるが、28 行目以下、内容的に大幅な増補が行われている。法花經と念仏が一体不二であることは、米沢本でも語られるところであるが、内閣本では、その例として智覚禅師の言葉を載せ、さらに法花・阿弥陀・観音が一体である、という説にまで補強される。この法花・阿弥陀・観音同体説は、先に見たように、巻一の 66、巻二の 110 の観音・地藏同体説と通ずるものがあり、いずれも裏書において認められたことである。これらの裏書は記述の上でも類似し、この 203 の 40 行目以降は巻一の 66・巻二の 110 と、46 行目以降の三井阿闍梨慶祚の話は巻二の 111 とそれぞれ内容がほぼ該当する。これらのことから、無住は米沢本を執筆した時点では法花・阿弥陀・観音・地藏同体説を提唱しておらず、その後様々な文証を得て、増補したものと考えられる。これは内閣本（「二類本」）全体を通して、顕著に見られる傾向であり、成簀堂本の裏書においても触れたことである。

さて続く 204 の冒頭話は、賢愚經中にある一説話である。本文における関連箇所を探ると、195 にある一文「在世ニ、夫婦共ニ善心有テ、二人カ中ノ一衣ヲ羅漢ニ供養シタル事アリ。是レ実ノ志シナル」が 204 の要旨のみ述べた部分として該当する。この一文は刊本等にはないので、内閣本の本文に則した裏書ということになる。同じく裏書として本話を載せるのは、成簀堂本、阿岸本である。204 は続いて法相宗の三量の法門を載せる。これも他本には見あたらないが、『聖財集』で詳細に記述されているので、無住が増補したものと断定できる。続く護法・清弁門徒の話は、本文の 200・201 をコンパクトにした形であるが、本文にはない經典からの文証がかなり付加されている。204 の最後は、三井寺公舜法印の話である。本話は他に、成簀堂本・阿岸本・真福寺本・金撰集にのみ確認できる。最後が「高野ノ大師ノ御開題符合シテ、弥ク法花観音同体ノ由無ク疑」と締められているように、先の 203 で強調されていた、法花・阿弥陀・観音同体説を強化する例話として付加されたと思われ、一連の流れから、無住自身による増補と見るのが妥当である。

【卷四下】

219 「煩惱本空処 執心可捨」
 220 「楽天詩貧賤亦有樂処」
 221 （前項に続く）

217 217 ↓ ×
 217 217 ↓ ○
 217 か？ ↓ × （米沢本巻四にあり）

222	(前項に続く)	217	か? ↓ × (米沢本巻三にあり)
223	「賊ヲ養テ子トスル云事下」	216	↓ ×
224	「出家不法ニシテ賊ノ分ナル下 裏書」	209	↓ ○
225	「嗟峨釈迦事」	208	↓ ○

巻四下の裏書は多少複雑である。まず 219 の「煩惱は本は空である」という指示は、本文の 216・217 と続いて語られていることであり、どこに挿入すべきかは確定できない。続く 220 は 217 の 16 行目「富貴亦有苦、々在心危憂。貧賤亦樂、樂在身自由」を指していると考えられる。221・222 と白樂天の詩の引用が続き、221 は米沢本にあつて内閣本にはない「一一・二」という章段に含まれ、222 は米沢本では巻三「一〇・一」の最後に、「白居易文集云」とやや唐突な形で引用されている。新全集では「無住自身の書き入れであるか否か疑わしい」とされているが、米沢本巻九「二五・一一」に、220 の最初にある寒山子の詩があり、「二五・一三」に 222 の白樂天の詩がある。内閣本の当該箇所は「二類本」(刊本と同系統)なので比較できない。梵舜本も同様であるが、刊本には両者ともない。無住が白樂天を好んで引用することは周知のことであり、白樂天詩のストックはかなりあつたと考えられ、米沢本と梵舜本では巻次は異なるが本文に組み込んでいることから、一連の白樂天詩は無住の取舍選択を経て、収録箇所にばらつきを遺したと考える方が無難であろう。

なお刊本では 220 の後半の「書写聖空上人云」とした漢詩と、涅槃經からの引用を、巻九「吉野執行遁世事」の末尾(493)に載せる。内閣本の当該箇所は「一類本」であるが、やはり同位置に刊本と同内容の引用を収録しているので、「一類本」の中では重出していることになる。

223 の指示は、本文 216 の 13 行目「賊ヲヤシナヒテ子トスレハ、家賊ヲウシナウ(イ)マシメ有」を指しており、阿岸本では 223 の前半部をこの文の直後に裏書として挿入している。223 の後半部は、背覺合塵についての注であり、本文 216 の 8 行目に「背覺合塵ノ情量也」とある部分が該当する。この本文は刊本にはあるが梵舜本にはない。また阿岸本では当該箇所にほぼ同内容のものを裏書として挿入している。

224 は四分齋についての詳しい注であり、本文 209 の後に入るべきものである。刊本では当該箇所に本文として同内容で収録されている。米沢本・梵舜本にはなく、阿岸本では裏書とされる。225 は本文 208 の 6 行目「今ノ嗟峨ノ釈迦ノ源是也」の次に、刊本では本文として続けられている。内容については無住の經典利用の姿勢と併せて後述したい。

卷四下では裏書の並びに規則性がなく（全くの逆順となる）、その理由は当面思い当たらない。

【卷五上】

260	「経声入毛孔事」	228	↓	○
261	「世間者出世者ノ義ノ裏」	234	↓	×
262	「孔子国新ナルヲ見下」	242	↓	×
263	「世間無沙汰学匠仁王経事」	248	↓	○
264	「遺教経意読タル歌ノ裏」	257	↓	×
265	「世間文字常ノ詞ナリ。用ノ様ニヨリテ 歌トモナル様ニ、仏用給テ陀羅尼ト成ル事裏」	258	↓	×

260は228にほぼ同内容の記事があり、米沢本・刊本・梵舜本も同様であるが、米沢本では「人師釈シテ云ハク」とする。刊本は260同様に「青丘の太賢師」の釈として、「円頓学者免鬼病事」の最後に重複して載せる。阿岸本は内閣本同様、裏書としている。

261は指示にある通り、本文の234に例文を増補したものである。文証とする經典は、仁王経・守護経・首楞嚴経・楞伽経までは同じなので、261の8行目「有人云」以降が新たに付加された部分であろう。阿岸本は本文234の後にそのまま、裏書として261の6行目「首楞嚴云」以下を続けている。

262は最後に「此ハ面テニモカキヌヘシ。ヒキツ、ケリ」とあるように、本文242の4行目以下が該当する。本話の出典は本文のみを読むと判らないが、内閣本と阿岸本の裏書を見ると、「宗鏡録第七云」と出典が判明するのである。263は刊本では248の後に本文として入っている。

264の指示は、本文257の4行目「此歌ハ、遺教経ノ心ニアヒカサユリ」に対応している。阿岸本では裏書として、257の最後に載せる。

265は少し複雑である。まず同内容の記事を載せるのは阿岸本のみであるが、阿岸本は内閣本では本文にある259の5行目「密宗ノ習ニハ」以下をすべて裏書としており、その直前に本話を「裏書」として載せている。刊本は258から259に載る三首の和歌の順序が異なり、

米沢本・内閣本・梵舜本等では「タノ頼メ」→「聞や如何ニ」→「ヲノツカラ」となっていたものが、「ヲノツカラ」→「タノ頼メ」→「聞や如何ニ」の順番に変わり、話の編成自体が大幅に改訂されたように見受けられる。刊本に裏書²⁶⁵に相当する記事は見あたらないが、後半の左京大夫政村歌のみを、巻五下の最後に収録していることから、刊本の本文構成はやはり後の改訂作業を経たものと思われる。

【巻五下】

巻五下の巻末裏書³³⁹は、二十五首の和歌が並んでいる。これについては後述したい。

以上の分析から、内閣本裏書と刊本との間には密接な関係があることが明らかである。従来、内閣本裏書については、「(内閣一類本の)特徴は、甚だ裏書の多いことであり、この裏書の中に、広本系の諸本にのみ収録されている説話と合致するものがある」^{*1}という指摘があつたのみであつて、そのため、内閣本は本文部分に裏書を増補していくことで広本系に近付いていくかのような印象を受けやすかつたのではないだろうか。渡辺の言う「広本系の諸本」とは、米沢本を主として考えているのか、梵舜本を主としての見解であるのか定かではない。どちらを「広本系」という概念の中心に据えるかによつて、『沙石集』諸本の位置づけは大幅に変わってくるのであるが^{**}、内閣本裏書は、すべて米沢本には存在しない話であり(巻五の³³¹～³³⁸は一括して米沢本に存在し、刊本にはない話であるが、この部分のみでは、広本系諸本との性質の近似性を証明できないであろう)、実際には刊本にこそ接近していくのである。そもそも説話数の多寡で分類した広本・略本という枠に諸本を当てはめようとしたことに無理があつたのだが、内閣本文部分は流布本系統であり、裏書の付加は流布本系本文の形成の過程に関わるものと理解する方が合理的である。

しかし、内閣本裏書がすべて刊本に反映しているわけではないのも明らかである。本文化の過程で取捨されたものがあることは当然であろうが、巻三のように裏書と刊本との関係が希薄な巻もある。成實堂本の裏書は、刊本へ受け継がれずに取り残された感のあるものが多かつたのだが、内閣本において、刊本に移行されず消えた裏書も、成實堂本裏書に準ずる性格と捉えて良いのだろうか。ともあれ内閣本における裏書の付加は、完全に刊本的本文への草稿のように解釈されるべきではなく、これはこれで独自の存在性を持つもの

であったと考えられる。

なお、刊本には内閣本に見えない話がいくらか存在するので、刊本的本文が形成されるに当たって、内閣本本文と裏書に見える資料のみが使用されたと考えているわけではない。特に刊本の各巻末に追補された形になっているものは、徳治奥書に言うように「同法」の写した本に無住が新たに書き加えた裏書に相当するのかも知れない。ただし刊本収録の話のほとんどは内閣本に含まれている。

そのほか、内閣本裏書の指示先の検討から、裏書が必ずしも現在の内閣本の配列に従って並んでいないことも明らかとなった。このことは恐らく内閣本裏書の形成が一様でなく、何段階かの重なりを有していたことを示すものであろう。裏書に対してさらに付加された注記が見えるのも、そのような段階的形成を示すものであると考えられる。

内閣本裏書には、どこに挿入するという特別な意識無しに加えられているらしい例、一つの記事を裏書として書き付けた所から本文との対応を離れて自由に連想が展開してしまっている例なども見出され、裏書の機能というものを考える上では、興味深い資料と言えるであろう。

*1 岩波日本古典文学大系『沙石集』解説24頁。

*2 渡辺は梵舜本を広本系十帖本に分類し、収録説話数の多さから、「草稿本的な面影を残す本」と位置づけた。稿者は第二部第一章の梵舜本の項において、梵舜本が増補本であることを既に指摘したので、この渡辺の分類には随わない立場で内閣本の考察を進めた。

第三節 内閣文庫本の特徴

一、裏書の注者

前節では、内閣本に収録されている多くの裏書を無住自身の手になるものと見て論を進めてきたのであるが、それでよいかどうかは一応問題であろう。内閣本の裏書が阿岸本の裏書と重複することが渡辺によって指摘されて以来、内閣本の裏書の性格を真正面から検討しようという試みはなされてこなかった。この裏書研究の立ち後れが、そのまま『沙石集』の諸本研究を膠着状態に陥れたと言っても過言ではあるまい。裏書全般について検討を加えると、時代的に無住没後の人物、事件等を含んだ記事がないことから、裏書のみをあえて後人増補とする積極的な理由はないと考える。特に、他の『沙石集』諸本には見られなくても、『聖財集』『雑談集』に重出する話については、無住自身の手になるものである可能性が高められると言えるだろう。しかし内容によっては即座に誰の手になったものか決めかねるものもあるので、判断が困難と思われる裏書の例を二つ掲げて、検討を加えておきたいと思う。

① 信西と前唐院の宝物説話

本話は内閣本巻二裏書108に相当し、米沢本・阿岸本等にはなく、梵舜本・刊本等、また『聖財集』に見られ、類話が『古事談』に見られる。鳥羽天皇が比叡山の前唐院にある宝物を御覧になった時、古老たちも知らなかった宝物の名前を、同行した信西が即座に答えた、という、信西の博識ぶりを伝える一説話である。内閣本裏書、刊本、『古事談』の本文は、各々特色をもつものであるので、当該箇所を次に掲げて検討したい。

108 禅鞞頂置事裏初段

鳥羽ノ院登山御幸ノ時、前唐院ノ宝物御覧スル時、諸人不知物三アリ。信西入道三ナカラ此ヲ申ス。一、杖ノ崎ニ円ナル物、綿フククト入タル物有。信西云、「此、法杖也。座禅ノ叶痛ム所アレハ、腹胸何ヲツカウル物也」。二、手鞞ノ様ニ円ナル物、ナクレハ声アリ。「此、禅鞞ト申也。座禅ノ時、頂ニヲキテ、ネブリカタフク時落、鳴ニヨリテ、眠ヲサ

マス物也」。三、木ヲ十文字ニサシタル物有。「此、助老ト申テ、座禪時、老僧何ノヨリカ
ノ物也。大体脇足ノ如シ」ト申ケルニ、諸ノ僧俗、感セスト云事ナシ。山僧只学ハ
カリニテ、座禪修行ウスクシテ、名ヲモ知ヌナルヘシ。(内閣第一類本)

鳥羽法皇山へ御幸アリケルニ、前唐院宝蔵ヲ開テ、大師御宝物叡覽アリケル中ニ、円
ナル物ノ、ナゲレバ声アルアリケリ。御尋アリケルニ、山僧コレヲシラズ。「大師ノ
御時ヨリ、御宝物トテ有」トバカリ申ケリ。少納言入道信西申ケルハ、「アレハ禪鞞
ト申テ、止觀ノ坐禪ノ時、頂ニヲキテ、眠ル時ハオチ候。ソレニヲドロキテ、座禪シ
候者也」ト申。又杖ノサキニ、円ナル綿ヲツ、ミテツケタル物アリ。コレヲモ、「法
杖ト申テ、坐禪ノ時、身ノ不調ナルヲコレニテサシツキ候也」ト申。又木ヲカセノヤ
ウニシタルヲモ、「助老ト申テ、老僧ノ座禪ノ時、苦シケレバ、脇ヲカケテヤスミ候。
大体脇足ノ風情ナリ」ト申ケル。才覺シテ、メデタケレ。マシテ家ノ事、イカニアキ
ラカナリケン。宇治ノ物語ニアリ。(慶長古活字本)

鳥羽法皇叡山御幸之時、前唐院宝物御覽之時、諸人不_レ知事有三三ヶノ事。古老僧徒
猶不_レ分明ニ云々。而少納言入道乍_レ三申_レ之。一ニハ、杖ノサキニ、円物ノ綿フク
クト入タルヲ付タル物有。人不_レ知云々。通憲申云、「是ハ禪法杖ト申也。修_レ禪定
ニ之時、僧ノ所_レ痛アレバ、是ニテ腹胸ナドヲツカヘテ居物也。二ニハ、鞞ノ様ニ円
ナル物ノチヒサキガ、投レバ有_レ声物ナリ。人又不_レ知_レ之。通憲申云、「是禪鞞ト申
物也。同修禪之時、眠ナドスルニ、頂ニヲキテ、ネブリ傾ク時ハ落バ鳴也。ソレニ
オドロカンレウノ物也」。今一ハ、木ノ十文字ニ差タル物、人不_レ知_レ之。通憲申云、
「此ハ助老ト申物也。老僧ナドノヨリカカル物也。大略脇足體ノ物候」云々。諸人
莫_レ不_レ感嘆ニ云々。(『古事談』卷一*)

大きな違いは、宝物の登場する順番である。内閣本裏書と『古事談』では、法杖(禪法
杖)↓禪鞞↓助老の順であるが、『沙石集』刊本では禪鞞↓法杖↓助老となり、刊本のみ
最後に「宇治ノ物語ニアリ」と出典を明示する。本話を収録する『沙石集』の他の諸本は、
刊本とほぼ同じ本文であり、そのうち、神宮本・岩瀬本、また『聖財集』には「宇治ノ物
語」という出典が同じように書かれている。そうになると、内閣本裏書のみが違った本文を
持っていることになる。すると、あるいはこの裏書のみは無住の手になるものではなく、

後人が『古事談』系資料を見て、加筆したものではないかとも疑われる。この点について、考えてみたい。

まず、ある人物が本話を裏書として付けた時、その『沙石集』本文には本話がなかったと思われる。(事実内閣本本文には存在しない)。もし刊本等を見て、この位置に裏書を加えようとしたのであれば、内容的に、刊本系の本文でなければならない。しかし内閣本裏書は刊本系の本文とは異なっているため、刊本や『聖財集』を見て裏書を足したのではない。

一方で、『聖財集』に本話があるからには、刊本系の本文も無住自身によるものと考えて問題がない。そうなると、内閣本の裏書を足した人物は、当該部分に本話がある刊本等を参照していないのに、なぜまさにこの位置に裏書を増補し得たのであろうか。この人物は、無住がこの位置に、信西の話を増補することを知っていた筈がないのである。偶然同じ話を同じ場所に注記したととるのは、あまりに偶然に頼りすぎた考え方であろう。

従って、内閣本裏書を付した人物は、無住その人であると想定するのが最も自然である。その時、内閣本裏書が別資料(『古事談』系の本文をもつ資料)と同文的であるのは、無住がこの話を当初、出典資料に忠実に写し、それを本文化する時に、アレンジしたという過程を考えれば、合理的に理解が出来るのである。

アレンジするにあたり、三つの宝物の順序が変更されたのは、前話の文脈を考慮してのことと考えられる。前話を次に掲げると、

76〔一・五〕又在世^ニ、晩出家^ノ老比丘、寺^ニ来^テ信心深^クシテ、「我^ニ道果^ヲツタヘヨ」トイフニ、若比丘、アサムキスカシテ、「(齋^ヲ當マハ、アタヘン)ト。云カコトク當ケリ。サテ)、**禪^ヲ鞞^トテ**、座^ニ禪^シ時ネフリヲ為^シ覺、頂^ニ置ク手^ヲ鞞^ノ様ナル物^ヲ、「此^レコソ初果ヨ」トテ置^キ、深信、誠^ニ初果^ヲ得。「初果既^ニ得タリ」ト云^ヒ、又「二果ヨ」トテ置^キ。次第^ニ々々^四果マテ誠^ニ得^テ、道果^ノ功德^ヲ自在^ニ説^キケレハ、比丘トモハチヲソレテトカラ謝^シケリ。

となっており、「禪鞞」が登場している。無住が信西話を増補しようとした動機は、おそらくこの「禪鞞」というキーワードに引かれてのことと考えられ、信西話を本文化するにあたり、「禪鞞」を最初に登場させるのがふさわしいと思ったのであろう。そもそも内閣本¹⁰⁸は『古事談』と話の運びが同様であつても、『古事談』にはない話末評語(二重傍線

部)が付されている。学問ばかりが先行して実践修行が伴わない僧、また道心を伴わない僧への批判精神は無住が一貫して持ち続けたものであり、この評語が加えられた時点で、本話は無住の説話として、『沙石集』の一話として取り込まれたと考えてよい。それを本文化するにあたり、宝物を最初から「三の宝物」と紹介する構えた語り出しを取り除き、前話と共通の「禪鞠」から単刀直入に話を切り出す形に改めたのである。また学問偏重の山僧への批判は、「大師(円仁)以来の宝物」ということのみで、実際に自分たちが座禅修行をしていないため名前も使い方も知らない(つまり知識はある程度あっても実践が伴わない)、という話の展開に織り込んで残したのであろう。本話の前後は信心の重要性を説くものであるから、唐突な山僧批判に終始した話となっておかしいわけで、話の展開にさりげない批判を込めたコンパクトな形に改変されたのである。108の時点で付加された話末評語と、アレンジされた本文の主題は共通しており、両者とも無住その人の手になるものとするのが、最も自然な解釈である。

無住が依拠した資料は、『古事談』そのものであっても良いが、「宇治ノ物語」と題した何かの資料があったのかもしれない。その問題にはここでは立ち入らない。裏書の段階で一々出典を記す必要はなかったが、信西話を本文化する際に、アレンジして様変わりしたもの、「宇治ノ物語」と出典を明示したのではないか。なお本話については、上野陽子に「後人増補」との言及²があるが、私の見解としては適切ではない。

② 無住と和歌

無住が和歌に対して非常に執着を持っていたことは、巻五を和歌説話でまとめていることから明らかである。その中でも、内閣本は他本に見られない和歌関連説話を裏書として多く収録しており、69・107・118・171・172・192・193・339を挙げるができる。これらの裏書も無住作と考えているが、問題があるとしたら、339である。339は過去の有名歌人の和歌を二十五首並べたものであり、それだけを見ていては、無住の増補か後人の増補か判断が難しい。そのためか、日本古典文学大系の拾遺には収録されておらず、339の存在は、新編国歌大観収録の『沙石集』か内閣本そのものを披見しないとわからない。

内容を見てみると、地蔵御歌とする最初の和歌は、初句が「極楽の」と小異があるものの、『今昔物語集』や『古今著聞集』にも類話がある地蔵菩薩の歌である。続く二首は他

出もなく、誰の詠かもわからないが、次の明恵歌までを含む四首は、明恵上人集の詞書に「汝身有限事無窮といふ心を」とあることに代表されるように、仏教的な意図を含んだ和歌といえるであろう。しかし五首目の俊頼歌より趣が異なり、いずれも勅撰集に採録される名歌が並んでいる。歌人としては、定家・家隆・俊頼が多く、途中二首含まれる「中院御製」については、作者がわからない。通常は土御門院を指す呼称であるが、土御門院の遺されている詠歌群に当該歌は確認出来ない。比重としては春歌が多いようだが、それ以上の特色は見いだせない。二十首目の政村歌からはまた少し、依拠資料が異なるような感がある。政村とは北条政村であり、これまでの定家・家隆・俊頼らの過去の有名歌人というよりは、無住とほぼ同時代に鎌倉歌壇で活躍した武家歌人である。続く三首は再び俊頼歌ということになっているが、三首目の「カスミトハ月ニヨカリノカエルラン秋コシ空ニヲモイナライテ」は、俊頼歌ではなく、北条時村（政村息）の詠として、『拾遺風体和歌集』に確認できる歌である。最後の一首は読人不知となっているが、葉室光俊の詠として、『続古今和歌集』に確認できる。

以上のように、339の詠歌群には、仏教的な詠歌、過去の有名歌、鎌倉歌壇の同時代的歌人の歌等、少なくとも三種の特色が見て取れるが、こういった詠歌群をまとめた資料が、当時存在していたのかもしれない。出所は不明とせざるを得ないが、無住没後の歌人詠はないので、時代的に無住の裏書であることを否定するものはない。ただしこれを無住の所為としたところで、なぜ他本にはないこれらの詠歌群が内閣本に遺されたのか、という問題が残る。それは内閣本独自の特色と深い関わりをもつ問題であるので、次に詳しく考察していきたい。

内閣本独自の裏書の中に、無住の和歌観を窺わせる次のような逸話がある。

170 美言有感段

泰時ノ事トキノ段、ハタ板等ノ段

泰時ノ事、世間ニ沙汰セシム。承久ノ時、大將軍ニ座ヲ、武勇ノ道ユノシカリケルカ、和歌ノ道又生カ、リテ其骨ヲ得テ、選集ニヲク其ノ歌入レリト云ヘリ。奥州ニ或尼公、訴訟セル事有リテ、悦ノヨシニ、杉箱ノヲカシケナルカ、イト目モタエヌヲ一進タリケル。「ナニ物ソ」ト開見ルニ、金ヲ千両入タリケレハ、「コハイカニ」トテ、

イニシヘノ浦嶋カコノ箱カトテアケスハイカニクヤシカラマシ

本歌ノ取り様、優ナルヲハ。彼レハ明ケテクヤシカリシヲ、アケスハト云ヘル、メテタシ。

本歌取事ノ次ニ、愚詠カタハライタク侍ト共、

世中ニ媚^{コイヘツラ}諂^{ハル}老キツヲ死^{ナヌ}マタキニウメニハハメナテ

カキヲキ侍ヘリ。

伊勢物語ニ、

夜^キアケハキツニハメナテクタカケノマタキニナキテセナヲヤリツル

ト云ヘルヲトレリ。キツハ^{キツネ}狐也。クタカケハ^{カキカケ}芥鷄トス。芥^カツネニ^ニカラシトモ云。今
アクタノスノヨシ。時モシラス、クツニハトリ、トノナキテ、ヲトコヲヤリツ。キ
ツネニクワセテ、トヨメリ。愚詠ウメト云、昔、狐、人ノ妻トナリテ子ヲウメリ。三四
オノ時、イケ物ハ、カケノ本ノスカタニウツル事ニテ、夜^ル火^ノカケニ章子ニウツリテ見^ケ
ルヲ、「母ノカケノウメニニタリ」ト云ケルニハチテウセヌ。男ナコリヲヲシミテ、
オイテ見^ルニ、ツカノ中ニ入^テウセニケリ。ヲロカナル人ノ為^メ也ケリ。

171 閑亭月

ヒトリ住宿コソ月^ハサヒケレカナラス山ノヲクナラネトモ

八月十五夜ニ、広沢ニテ、歌山たち和歌ノ会有ケルニ、範永卿遅参^{シテ}、山家月ヲヨマレタ
ケル歌、

住人^キ無山里ノ秋ノ夜^ハ月ノ光^リサヒシカリケリ

是^ハ範永卿ノ山家ノ月ノ名歌也。公任卿是^ヲ讚^{メテ}、「範永卿ハ和歌ノ骨ヲエタリ」ト云給ヘリ。
其ノ家ノ守如^ク思^ルカヤ。是^ヲ本歌ニ思^{ヘリ}。彼山家ヲヒトリサヒシトヨメリ。是^ハイツクモ
サヒシキハ山家トヨメリ。一度発心スレハ、法界皆道ト也カ如^ク、タノ閑亭ハヲシナヘ
テ深山ナルヘシ。述懷^ヲカケル、実ニヲコカマシ。

170 は傍線部にあるように、北条泰時の歌人としての側面を讃える話である。訴詔の折に
泰時の尽力があつたのか、勝訴した尼公がその礼に、杉箱に金を千両入れた物を献上して
いる。「開けたらたちまち老人になる浦嶋の箱かと疑つて開けなかつたとしたら、どんな
に悔しい思いをただらう」と詠んだ泰時は、明らかに上機嫌であり、『沙石集』本文に
伝えられる清廉潔白な泰時像とは多少乖離した印象を受ける。内閣本裏書にしか残らな
かつた理由は、もしかしたらその辺りにあつて、早々に削除されたのかもしれない。ただこ
こで問題となるのは泰時像そのものではなく、彼が詠んだ歌を契機に、無住が本歌取りな

ることに筆を滑らせていくことなのである。無住の「世中ニ：」の歌は、伊勢物語十四段の「夜モアケハ：」を本歌として作ったと述べているが、歌意を取るのはなかなか困難である。後に逸話を挙げて説明しているように、「ウメ」という詞を「キツネ」の意で用いていることは判るが、それ以外は自注をみても判然としない。結果として伊勢物語の詞をとり、道歌のような歌を作りだしている様子が見て取れるのみである。

続く171は作歌の意図がよりわかりやすく述べられている。「誰もいない山里に閑居して見上げる秋の月は寂しいものだ」と詠んだ範永に対して、無住は「深山に限らずどこであっても、閑居して見上げる月は寂しいものだ」と詠んでいる。一旦発心したからには、住む場所を問わず、誰も訪れない深山での生活のように、ひっそりと孤独な毎日なのだ、という無住の意気込みが表れているようであるが、170の無住歌と比較すると、同じ本歌取りと言っても、方法が異なっているようである。170は、『伊勢物語』の歌意を考へて詠んだというよりは、詞のおもしろさに惹かれ、その詞を拝借することによつて、本歌とは関連のない意を含んだ道歌を作り上げた。しかし171では、無住の関心は範永歌の詞にあるのではなく、歌に込められた範永の感情に向いており、出家者としての意志を込めた無住なりの述懐歌が作り出された。古歌から道歌を作るとき、詞をたくみに利用してパロディ的な歌とするか、古歌の歌意に仏教的な意味を含めて詠みかえるか、この二つの方法が少なくとも考えられるであろう。無住は図らずも、その二つの作歌法をここで明らかにしているのである。

如上、無住の作歌方法を裏書に残る情報から考察した。『雑談集』には七十余首の自詠が遺されているが、それらは先述した、パロディ的な道歌と仏教的な道歌に大別することができ、それらの制作過程を忖わせる情報を、内閣本裏書のみが遺しているのである。このような制作過程の一環として、前述した339の詠歌群を捉えることは出来ないだろうか。無住が歌を作る際の手本として、過去の有名歌を採集し、そのうちの断片が内閣本に遺されたのではないか、ということである。無住が作歌の際に過去の歌を本歌として参考にしたことは、170・171の検討で明らかになったわけで、あえて後人増補としなければならない理由はなく、無住の所為の一環とした方が、和歌を重要視した無住の作品世界を、より深めてくれるであろう。結論を言えば、339の和歌群は無住の裏書であっても、後人の裏書であっても、無住の和歌に対する熱烈な思いを否定するものではない、ということである。無住の歌は長らく、研究の俎上にのせる価値のないもののように扱われがちであったが、無住がいわゆる正風体の和歌を作ることを目指していない以上、正風体和歌から見た価値

観で無住の歌を判断することは適當ではないのである。むしろ室町に隆盛する道歌の萌芽的存在として、改めて無住歌を評価すべきであると考え、今後の研究の発展を待ちたい^{*3}。

二、増補された経典と改訂作業

内閣本の裏書の性格は、経典からの文証をより多く増補する場合と、ある仏教的な教義を説くための例話を追加する場合の二つに大別出来る。このうち、前者について言えば、特定の伝本に集中的に引用される経典があることが注意される。それは『肇論』である。

『肇論』は、鳩摩羅什門下四哲の一人と言われる肇の著作であるが、米沢本では全く見られず、内閣本の裏書から現れ、刊本では部分的に本文に挿入されている。『肇論』引用については、「二類本」「三類本」両者に見られる問題であるので、別々に検討したい。

内閣本（「二類本」）裏書で『肇論』の名が見えるのは13・149・168・533、「肇公ノ云」として引用されるものが259である。さらに肇の父鳩摩羅什に関連して、肇の閲歴について述べた箇所が208にある。これらのうち、13・208は刊本では本文にあるが、149・168・259・533はない。『肇論』そのものにこれらの文句を求めたところ、次のような結果となった。

13 ↓ 「涅槃無名論第四」 158 頁下^{*4}

149 ↓ 「涅槃無名論第四」 157 頁下

168 ↓ 「涅槃無名論第四」 158 頁中

533 ↓ 「不真空論第二」 152 頁下

右から、『肇論』云」として『沙石集』に引用されている文句は、確かに『肇論』に存在することが判明した。168は『宗鏡録』巻91にもあることから、無住が『肇論』そのものを見ていたのか、『宗鏡録』からの孫引きをしたのかという問題があるが、引用が『肇論』の「涅槃無名論第四」に偏っていること、『沙石集』に引用される『肇論』がすべて『宗鏡録』に確認できるわけではないことを考えると、むしろ『肇論』そのものを後に披見した可能性が高いのではないか。

また、鳩摩羅什が生・肇・融・叡の四人の子と共に『法華経』を翻訳した、という逸話をのせる208は、米沢本では上人が子を持つ例として、簡単に触れるのみであったが、内閣本では①四人は子ではなく弟子かもしれない。②鳩摩羅什は犯戒の後、寺の外に住み、「我

身ハ汚泥ノ如、説所ノ法ハ蓮花ノ如」と説法した。③「人見天、天人見」という古訳を「聞き苦しい」と言つて、肇が「人天交接両得相ハ見」と新訳したので、人々は「優れた肇公」と讃えた、等の内容が付加され、刊本ではすべて本文にある。『肇論』への興味と共に、作者である肇その人に関心を抱くようになったのではないだろうか。

次に「二類本」における『肇論』引用を見ると、399・536・537・539の四箇所である。このうち刊本にもあるのは、399と537である。刊本にはない536には「二類本」であるにも関わらず、「裏書云」の文字があり、肇作とされる『宝蔵論』⁴⁵と並べて、肇についてのまとまった増補が認められる。また539は、末尾に「肇公云」として536と同じ『肇論』の文句についての要約を載せる。『肇論』にこれらを求めると、

399 ↓ 箇所不明。書き下しとなっているので取意か。

536 ↓ 「涅槃無名論第四」 157 頁下

537 ↓ 「涅槃無名論第四」 158 頁中

539 ↓ 「涅槃無名論第四」 157 頁下の取意。該当文句は536と同様。

となり、やはり「涅槃無名論第四」からの引用に集中しているようである。

「一類本」に見られる『肇論』引用の特色が、なぜ「二類本」にも引き続き見られるのかは不明である。「二類本」の本文が刊本そのものではないことは前述したが、「二類本」の親本は、一類本の親本と何かしらの関連を持つものだったのだろうか。『肇論』引用の特色だけでは即断できないが、内閣本全般に共通する問題として、また無住が改訂の度に、新たに得た経典を積極的に利用し、己の教説を裏付けるための経典収集にいつまでも貪欲であったことを裏付ける事例として興味深いと思われる。

なお『聖財集』『雑談集』では、前者に「肇論云」として二箇所、「肇公云」として二箇所、後者に「肇論云」として一箇所引用がある。そのうち『聖財集』の一箇所は、内閣本²⁵⁸に「肇論云」ではないが、「肇公ノ讃詞云」として引用された文句と同一であり、内閣本における肇の著作引用が、無住自身の手になることを証明している。『聖財集』における『肇論』の引用は、やはり「涅槃無名論第四」から一箇所、冒頭の「宗本義」から一箇所であり、無住が孫引きではなく、『肇論』そのものを披見した確率は益々大きいと言えるであろう。

これらの『肇論』の引用から、内閣本裏書は、晩年の『聖財集』『雑談集』へ向けて、無住の思想が変遷していく様相を留めていることがわかる。ただこのような場合、無住の思想自体が変化したのではなく、自説を補強する経典類に次々と出会い、その度に経典か

らの引用を増補していただけとも考えられる。その判別のためにも、各伝本に特徴的に引用される經典の整理は必要であり、無住の思想的な基盤とその変遷を知る手段として、活用されるべきなのである。晩年に向けて蓄積されていった經典は他にもあると思われ、『沙石集』に留まらず、無住の著作全般を通観する視点として、經典の引用状況は大きな指標と成り得るであろう。

おわりに

以上のことから、内閣本が無住の『沙石集』改訂の様相を伝える情報を豊富に含む伝本であることが証明できたと思う。内閣本は米沢本から刊本へ至る中途段階の本であり、裏書は刊本系本文の生成に大きく寄与した。『沙石集』の本文は判明している限り三段階（弘安六年、永仁三年、徳治三年）を経ているが、内閣本は恐らく第二回目（永仁三年）の改訂を受けた後のものである。永仁三年の改訂を受け、徳治三年の改訂を受けていない伝本は、他に長享本が確認できるが、長享本よりは前、という位置づけを、とりあえず与えておきたいと思う。文字の読みにくさも手伝って、これまでなかなか正面から考察の対象にはならなかった内閣本であるが、今後積極的に伝本研究に取り入れられていくことを期待したい。

*1 本文は小林保治校注『古事談』（現代思潮社 昭和五十六年）による。

*2 『沙石集』諸本と『古事談』（国語国文71—5 平成十四年五月）。

*3 加賀元子「天文期興福寺僧賢忍房良尊の場合」（『中世寺院における文芸生成の研究』（汲古書院 平成十五年）では、良尊の自詠を、「感情の生々しい告白、批評的態度といった面では、正統派和歌からの懸隔甚だしいことこの上ない」と説明した上で、「無住の和歌観と詠歌の関係に類似している」と指摘する。

*4 『肇論』は大正新修大蔵經第四五卷「諸宗部二」による。引用箇所は、大蔵經の頁数と上中下段の別で記した。

*5 『宝蔵論』の引用は、他に巻一の13に『肇論』に引き続く形で確認できる。肇の作であるかどうかは議論の分かれる所であるらしいが、無住は536に「肇公ノ宝蔵論、肇論ノ大綱有シ。（中略）宝蔵論ハ

最後ノ作、三章仏法、大意分明也」と記しているので、肇作として引用している。なお『聖財集』における『宝蔵論』の引用は、六箇所、『雑談集』では一箇所である。